

平成 26 年度府職労職場環境等の充実整備の要求及び回答

26. 9. 2 要求 26. 9. 24 回答

要 求 項 目	回 答 項 目
<p>1 分会とのよき労使慣行を遵守すること。また、労働条件等にかかわる業務の変更等については、事前に分会と協議し、協議が整わない場合は実施しないこと。</p>	<p>1 良き労使関係については、尊重してまいりたい。 また、地方公務員法第 55 条第 1 項並びに労使関係における職員団体等との交渉等に関する条例第 3 条に規定されている事項については、十分協議してまいりたい。</p>
<p>2 時差勤務を廃止し、勤務時間を拘束 8 時間とするよう関係機関に働きかけること。</p>	<p>2 要求の趣旨を税政課に伝えてまいりたい。</p>
<p>3 賃金および退職金のカットを直ちに中止すること。</p>	<p>3 要求の趣旨を税政課に伝えてまいりたい。</p>
<p>4 税務手当については、日額支給を改め、税務職俸給表の適用、もしくは調整額に移行すること。また、府税事務所で働くすべての職員に支給すること。</p>	<p>4 要求の趣旨を税政課に伝えてまいりたい。</p>
<p>5 再任用職員の労働条件を抜本的に改善すること。</p> <p>① 給与・一時金の人件費削減を復元するとともに増額すること。</p> <p>② 地共済加入を可能にすること。また、人間ドック受診に補助金制度を創設すること。</p>	<p>5 要求の趣旨を税政課に伝えてまいりたい。</p>
<p>6 自動車税全件引継は、必要な人員を配置せず強行されており、職員の労働条件を大きく損なうとともに、画一的・強権的滞納整理につながる恐れがあることから、大幅な定数増を行うなど</p>	<p>6 要求の趣旨を税政課に伝えてまいりたい。</p>

<p>労働条件の改善をはかること。</p> <p>7 「税込確保対策」を口実とした労働強化・管理強化は行わないこと。また「税込確保重点月間」等での時間外勤務を強要しないこと。</p> <p>8 納税業務用の携帯電話を貸与するなど、出張業務に伴う自己負担を発生させないよう措置を講ずること。</p> <p>9 長時間の通勤を解消するなど実質的な労働時間の短縮をはかること。</p> <p>10 VDT 作業における職員の健康管理体制の充実と作業環境の整備を行うこと。また、VDT 特別健康診断の充実と全員受診体制を確立すること。</p> <p>11 1階女子トイレについては、洗面スペースが狭いため拡充すること。</p> <p>12 課税課・管理課に働く職員の健康を保持するため給湯設備を設置すること。また、課税課に暖房用等の電源を確保・整備すること。</p> <p>13 空調稼働時までの間においても、温度設定など快適な職場環境にすること。</p>	<p>7 「税込確保対策」は極めて重要な課題であり、課内会議等を適宜開催するなど、職員間の意思の疎通を図りながら推進してまいりたい。</p> <p>8 要求の趣旨を税政課に伝えてまいりたい。</p> <p>9 要求の趣旨を税政課に伝えてまいりたい。</p> <p>10 要求の趣旨を税政課に伝えてまいりたい。</p> <p>11 要求の趣旨及び現状を庁舎管理者及び税政課に伝えてまいりたい。</p> <p>12 要求の趣旨及び現状を庁舎管理者及び税政課に伝えてまいりたい。</p> <p>13 要求の趣旨を庁舎管理者に伝えてまいりたい。</p>
--	--